

令和6年度若年層献血推進事業等業務委託

仕様書

1 業務委託名

令和6年度若年層献血推進事業等業務委託

2 趣旨・目的

岐阜県内における献血者数は年々減少しており、特に10代から30代までの若い世代（以下、「若年層」という。）の献血離れが著しい状況となっている。将来安定的に医療に必要な輸血用血液を確保するためには若年層献血者数を増やしていくことが必要である。

本委託業務は、令和4年度から開始している若年層向け献血啓発事業「未来へつなぐ献血プロジェクトぎふ」の取り組みの一つとして、若年層への情報発信力の高い著名人やSNS等を活用した啓発、初回献血や継続を促すイベント等を展開することで、若年層への献血への関心を一層高め、本県における若年層の献血者数を増やすことを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月7日（金）まで

4 業務委託費の上限

28,125,603円（消費税及び地方消費税を含む）

※委託費の上限を超える見積額の提案は失格とします。

5 委託業務の内容

（1）企画

①次のア～ウを目的とした事業を企画・実施することとし、詳細については県と協議すること。

- ア 献血に关心がない若年層の初回献血やその後の献血継続を促すこと
- イ 岐阜県の若年層献血者数の増加につながること
- ウ 「岐阜献血ルーム アクティブG」の認知を高め、若年層を中心として全年齢層に広く来所を促すこと

また、献血は「自発的な無償供血」とされていることから、その定義及び考え方留意の上、企画・実施すること。

【参考】「日本における『自発的な無償供血』の定義及び考え方」

（平成15年5月15日医薬発第0515024号各都道府県知事あて厚生労働省医薬局長通知）

②県で想定する事業内容を（2）とするが、他に若年層献血者数の増加に繋がるような企画があれば提案すること。

③本業務は、「未来へつなぐ献血プロジェクトぎふ」（別紙）の一事業として実施すること。

(2) 事業内容

① 著名人等活用事業

著名人等を起用し、次のア～ウの業務を実施することとするが、他に効果的に著名人等を活用できる場合は提案すること。なお、起用する著名人及び事業内容については、受託候補者の企画提案の内容を基に、県と協議の上、決定する。

ア 若年層献血者へ配布するオリジナルグッズの企画制作

- ・10代から30代の献血者へ配布するオリジナルグッズの企画・制作を行うこととし、若年層を意識した物品を提案すること。
- ・オリジナルグッズは2,000個程度配布することを想定し、献血会場の他、(2)③で実施するイベント等においても配布できるものとすること。

イ 若年層向け献血啓発用ポスターの企画制作

- ・6月までに県内の市町村、高校、大学、企業等に配布するポスターを計2,000枚(B2サイズ1,000枚、A3サイズ1,000枚)以上制作する。
- ・若年層に献血への関心を持ってもらえるようなキャッチコピーとポスターイメージ(ラフ案)を提案すること。
- ・県が配布する掲示先(市町村、高校、大学、献血サポート企業)以外に、若年層への啓発として効果的な掲示先や枚数等の方法を提案すること。なお、提案による掲示方法に関しては、受託候補者が配布や掲示にかかる費用負担等を行う。

ウ インスタグラムを活用した献血の呼びかけ原稿の制作及び投稿

- ・著名人自身のインスタグラムで若年層に向けた献血の呼びかけ原稿を制作し、年4回以上配信する。インスタグラムの他に著名人が得意とする発信方法がある場合は、提案すること。
- ・原稿は、著名人自身の言葉で、県内の若年層への献血を促すとともに、若年層のSNS利用者による拡散が期待できる内容とし、原稿イメージを提案すること。

著名人の選定にあたっては、次のa～dの条件に合致する人材を提案することとし、最終決定は県が行うものとする。ただし、他にa～dの条件に準ずると考えられる条件がある場合は、そのデータと理由を明示した上で、人材を提案すること。

- a 岐阜県出身者など岐阜県との関わりがあること
- b 若年層に向けて効果的に献血のPRができること
- c インスタグラムのフォロワー数が10万人以上であること
- d 自身のインスタグラムで献血に関する情報発信ができること

なお、著名人の活用にあたっては、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整、交通手段等の調整、その他付随する業務全般を実施すること。

② SNS等活用事業

SNS及びホームページを活用し、次のア～エの業務を実施することとするが、他により良いSNS等の活用を想定できる場合は提案すること。なお、受託候補者の企画提案の内容を基に、県と協議の上、決定する。

- ア SNS及びホームページを連動させた効果的な広報方法の企画・運営
 - ・インスタグラムの県公式アカウント「gifu_mirai_kenketsu」（以下、「県インスタグラム」という。）やランディングページ「未来へつなぐ献血プロジェクトぎふ」（以下、「県ホームページ」という。）の閲覧数を増やすことで、若年層の献血理解を高め、献血への行動促進につながるよう、SNSとホームページの相乗効果が期待できる広報手段を企画・提案すること。
- イ 県インスタグラムでの若年層向けの献血啓発原稿の投稿及び管理
 - ・若年層向けの献血啓発に関する原稿を月4回以上企画制作し、投稿する。
 - ・原稿の制作については、受託候補者が取材、撮影等を行うものとする。
 - ・定期的に県担当者が原稿の制作及び投稿を行うため、若年層に効果的な投稿内容、原稿のデザインイメージやスケジュールを提案する他、投稿の操作等のサポートすること。
 - ・投稿に対して多数の閲覧者がコメントを集中的に寄せる状態（いわゆる「炎上」）に陥った場合や、不適切なコメントが掲載された場合において、投稿を削除するなど適切な運用管理を行うこととし、必要な体制を整備すること。
 - ・運用開始後、毎週、県インスタグラムのアクセス数の確認と分析を行い、県と協議の上、県インスタグラムデザインの改善、広報方法の見直しを行うこと。
- ウ フォロワー及び投稿募集キャンペーン
 - ・県インスタグラムの認知拡大のため、「フォロワー募集キャンペーン」及び「投稿募集キャンペーン」を合わせて年4回以上実施する。
 - ・各キャンペーンに対し景品を手配し、指定のフォロー及び投稿を行った対象者の中から当選者を決定の上、景品を発送する。
 - ・フォロワー数拡大や拡散を増やすために効果的なキャンペーンの実施内容（告知方法、時期、景品など）を提案すること。
 - ・受託候補者は公正な方法で当選者（県内在住者に限る）を決定することとし、当選者との調整、発送を行うこと。

■県公式インスタグラム

公開名	gifu_mirai_kenketsu
運用期間	契約締結後（速やかに）～契約終了時
現在のフォロワー	1, 246名（1月22日時点）

- エ 県ホームページの制作及び管理
 - ・SNSと連動する県ホームページ（URL：<https://gifu-mirai-kenketsu.pref.gifu.lg.jp/>）を制作し、令和6年5月31日までにインターネット上に掲載する。既存ページを基に、若年層に献血参加を促すための効果的な掲載コンテンツを提案すること。また、若年層を意識したページデザインのラフ案を提案すること。
 - ・県ホームページの運営及び管理は、受託候補者が行うものとし、県からの情報に基づき、随時内容を更新できるものとすること。なお、管理にあたっては十分なセキュリティ対策を講じること。

- ・県ホームページはスマートフォンからも閲覧できるものとし、県公式インスタグラムのプロフィールにリンクを掲載すること。
- ・県ホームページは、ドメインが継続使用できるよう令和7年5月30日まで閲覧できるものとすること。
- ・運用開始後、毎週、県ホームページのアクセス数の確認と分析を行い、県と協議の上、アクセス数向上につながるような広報方法の見直しを行うこと。

③県内の献血会場での献血啓発事業

次のア、イを実施する。各事業において岐阜県赤十字血液センター（以下、「血液センター」という。）との連携を図ること。なお、受託候補者の企画提案の内容を基に、県と協議の上、決定する。

ア 献血会場（献血バス配車先）でのイベント

次の献血啓発イベントを運営することとし、実施内容の企画を提案すること。

目的	若年層の献血への理解を深め、さらなる献血機会を提供する。
実施場所	県内の献血会場となる学校（1ヵ所）、ショッピングモール（2ヵ所以上）で実施する。なお、学校は県が指定し、ショッピングモールは受託候補者が選定すること。 また、会場については、学校は講義室、ショッピングモールはイベントスペースを想定すること。
実施時期	献血バス配車時 なお、学校でのイベントは、令和6年に当県で開催が予定されている「第60回献血運動推進全国大会」に向けて、県民の開催機運を高めるため、令和6年5月末までに実施すること。
共通業務	・献血セミナー（※）などを活用して実施する。 ・学校及びショッピングモールにおいて、各1回以上、（2）①で起用する著名人がイベントに出演することとする。 著名人の出演交渉、会場決定後の会場施設との交渉、イベントの準備、周知用広報物の作成などの調整は受託候補者において行う。 ・県内で育成したボランティア（約380名）を積極的に活用することとし、受託候補者はイベント実施時のボランティアの人員等の調整や当日のボランティアの応対を行うこと。
目標来場者数	大学：100人／日 ショッピングモール：1,000人／日 (うち、献血者数 70人／日)

※献血セミナー

献血の意義や血液製剤についての理解を促進する取組として血液センターが実施。

イ 岐阜献血ルーム アクティブGのPR事業

次のPR事業を実施することとし、実施時期及び内容の企画を提案すること。

目的	「岐阜献血ルーム アクティブG」での初回献血やその後の献血の継続を促し、献血者を増やす。
目標献血者数	16, 554人／年（令和6年度）

イベントの開催にあたっては、次のa、bを遵守し、実施すること。

- a 運営上の不測の事故に備えるため、不特定多数の来場者が見込まれる場合に使えるイベント保険（行事参加者傷害保険）に加入すること。加入にあたっては、事前に保険内容を県に協議すること。
- b 事故や自然災害など緊急事態が発生した場合に備え、来場者の安全を確保するための危機管理体制及びその対応方法を明確にしておくこと。

（3）その他

- ・県が所有する素材（キャラクターの画像データ、グッズ等）の活用も可能とするが、各種取扱要領等を遵守すること。活用にあたって、県が保管する場所から運搬が必要な場合、その費用負担は受託候補者が行う。
- ・この仕様書に明示のない事項や疑義が生じた場合には、県と受託候補者が協議の上決定する。

6 成果物

（1）成果物は次のとおりとし、提出期限及び納入場所は、県と協議の上、決定する。

①著名人等活用事業

- ・オリジナルグッズ一式
- ・啓発用ポスター一式及び原稿データ

②SNS等活用事業

- ・県インスタグラム及び県ホームページの閲覧者数等報告書（年4回以上）

③献血会場での献血啓発事業

- ・献血啓発事業の実績報告書 1部

（2）（1）①の成果物の使用については、令和7年3月31日（月）まで認めるものとする。

（3）（1）②、③の報告書については、県から別添指示された事項を報告するものとし、データ形式について個別指定がない場合はワード又はエクセル及びPDFを基本として、事前に県の了解を得ること。

7 業務委託実施体制

(1) 統括責任者の配置

本業務委託の実施について、その進捗を管理する責任者を1名配置すること。ただし、必ずしも専任である必要はない。

(2) 業務の実施計画

受託者は、契約締結後、速やかに本業務の実施計画（実施内容、スケジュール、実施体制（従事者の名簿及び役割分担、再委託先（予定）、再委託内容などを含む））を作成し、県に提出すること。

(3) 業務実施状況の報告

県は、必要と認めるときは、委託業務の実施状況について受託者に対し、報告を求めることができる。

8 業務完了報告

受託者は、本業務の完了後、委託業務完了届を令和7年3月7日（金）までに提出すること。

9 支払条件等

県は、本業務が完了し、検査した後に経費を支払うものとする。

10 著作権の譲渡等

成果物に関する所有権は、引渡時をもって岐阜県に帰属するものとする。著作権等については、別記1「著作権等取扱特記事項」によるものとする。

11 業務委託の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、委託業務の実施に当たり関連する法令等を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができるものとする。

(3) セキュリティ対策

受託者は、各種データ管理を行うに当たり、「岐阜県情報セキュリティ基本方針」、「岐阜県情報セキュリティ対策基準」及び別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

(4) 個人情報保護

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日号外法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年12月10日号外政令第507号）及び別記3「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(5) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、委託業務終了後も同様とする。

12 「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく通報義務等

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。

なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができる。

13 業務の継続が困難となった場合の措置について

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の解除ができる。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うこととする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について両者協議し、一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

14 その他

- (1) 本業務委託に関する内容については、本仕様書によるほか、受託者の提案内容に従い、契約後詳細な打ち合わせにより、県及び受託者双方合意の上、決定することとする。
- (2) 本仕様書に明示なき事項、又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- (3) 契約締結後、速やかに業務委託実施に係る業務計画書（7に示す業務委託実施体制等を記載）を作成し、県の承認を得ることとする。また、業務委託の実施に当たっては、県と十分協議した上で行うこととする。

別記 1

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第1 仕様書本文中の5及び7に示す成果物（以下「成果物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受託者に帰属する。
- 2 成果物に係る映像、原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、県又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

- 第2 成果物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に県に譲渡する。
- 2 成果物の作成のために受託者が提供した成果物に係る映像、原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物の著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に県に譲渡する。
- 3 前二項に関し、次のいずれかの者に成果物及び当該成果物に係る映像、原稿、原画、写真その他の素材（以下「成果物等」という。）の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者との者との書面による契約により当該著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を受託者に譲渡させるものとする。
 - 一 受託者の従業員
 - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 4 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

- 第3 県は、成果物等が著作物に該当するとしないにかかわらず、当該成果物等の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物等が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名又は変名を変更すること（氏名又は変名を表示しないことを含む。）ができる。
- 2 受託者は、成果物等が著作物に該当する場合において、県が当該著作物を利用するにあたり、その利用形態に応じてその内容を改変（表現又は題号の変更、翻訳、拡大、縮小、色調の変更、一部切除することをいう。以下同じ。）しようとするときは、その改変に同意する。また、県は、成果物等が著作物に該当しない場合には、当該成果物等の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- 3 県は、成果物等が著作物に該当する場合において、前項の改変を行うときにおいても、当該成果物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。
- 4 県は、成果物等が著作物に該当する場合において、第2項以外の改変を行う場合には、あらかじめ受託者の承諾を得るものとする。

(保証)

第4 受託者は、県に対し、成果物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

別記2

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1条 本特記事項は、本契約による業務（以下「本業務」という。）の実施に当たって受託者が守るべき事項について、岐阜県情報セキュリティ基本方針、岐阜県情報セキュリティ対策基準に基づき情報セキュリティに関する特記事項（以下「セキュリティ特記事項」という。）として定めるものである。

(用語の定義)

第2条 情報資産とは、次に掲げるものをいう。

- (1) ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備並びに電磁的記録媒体（USBメモリ等を含む。）
- (2) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これを印刷した文書を含む。）
- (3) ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(責任体制の明確化)

第3条 受託者は、県に対して、本業務に係る情報セキュリティに責任を有する者（以下「セキュリティ責任者」という。）を書面で明らかにしなければならない。

2 受託者は、セキュリティ責任者に変更がある場合は、速やかに書面で県に連絡しなければならない。

(業務従事者の特定)

第4条 受託者は、県の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、本業務の従事者（派遣社員、アルバイト、非常勤職員、臨時職員等を含む。以下同じ。）を書面で明らかにしなければならない。

- 2 本業務の従事者に変更がある場合は、受託者は速やかに連絡し、県からの要求があれば書面で県に報告しなければならない。
- 3 本業務の履行のため、本業務の従事者が県の管理する区域に立ち入る場合は、身分証明書を常時携帯させ、及び個人名と事業者名の記載された名札を着用させなければならない。また、入退室管理が行われているところに立ち入る場合は、県の指示に従わなければならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、本業務の従事者に対して、情報セキュリティに関する教育（セキュリティ特記事項の遵守を含む。）など本業務の履行に必要な教育を実施するとともに、関係法令及び関係規程を遵守させるため、必要な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本業務の履行に際し知り得た情報及び県が秘密と指定した情報（以下「取得情報」という。）を厳重に管理し、従事者の他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(情報資産の利用場所)

第7条 受託者は、県の事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために県から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が発注者に帰属するものに限る。以下「管理対象情報」という。）を、県が指示した場所以外で利用してはならない。

(情報資産の適切な管理)

第8条 受託者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、取得情報及び管理対象情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 第4条第1項の規定により明らかにした本業務の従事者以外の者に本業務を処理させないこと。
さらに、従事者以外が情報資産にアクセスできないようにするためのパスワードによるアクセス制限等必要な処置を行い、その措置の妥当性について発注者に報告すること。
- (2) 本業務を処理することができる機器等は、受託者の管理に属するものに限定するものとし、受託者の役員、従業員その他の者が私的に使用する機器等受託者の管理に属さないものを利用して本業務を処理させないこと。
- (3) 県の指示又は事前の承認を受けた場合を除き、本業務を処理するために管理対象情報を、第7条の規定により県が指示した場所以外に持ち出さないこと。なお、県の指示又は承認を受けて持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化など安全確保のために必要な措置を講ずること。
- (4) 県の指示又は事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために県から引き渡された情報資産を複写し、又は複製してはならないこと。
- (5) 管理対象情報を、業務終了後直ちに県に引き渡すこと。ただし、県が別に指示したときは、その指示に従うこと。
- (6) 管理対象情報を、県の指示又は事前の承認を得て廃棄するときは、当該情報資産が判読できないよう必要な措置を講ずること。また、廃棄後は適切な措置が講じられたことを証明するために廃棄手順も含めた文書を県へ提出すること。

(情報資産の利用及び提供の制限)

第9条 受託者は、県の指示又は事前の承認がある場合を除き、取得情報及び管理対象情報を、契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託)

- 第10条 受託者は、本業務を一括して第三者に再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合は、県への報告を必要とし、再委託ができるのは、原則として再々委託までとする。
- 2 受託者は、県に再委託の報告をする場合は、再委託する理由及び内容、再委託先事業者の名称及び所在地、再委託先事業者において取り扱う情報、再委託先事業者における安全確保措置の実施方法、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び再委託事業者に対する管理監督の方法等を書面により明らかにしなければならない。
 - 3 受託者は、県の承認を得て本業務の一部を再委託するときは、再委託先事業者に対して、セキュリティ特記事項（第3条並びに第4条第1項及び第2項を除く。）の遵守を義務づけるとともに、これ

に対する管理及び監督を徹底しなければならない。また受託者は、県の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、再委託先（再々委託している場合は再々委託先も含む。）における本業務の従事者を書面で明らかにしなければならない。

4 受託者は、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者に変更がある場合は、速やかに書面で県に連絡しなければならない。

(調査)

第11条 県は、受託者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況を調査する必要があると認めるときは、受託者の建物も含め実地に調査し、又は受託者に対して説明若しくは報告をさせることができる。

(指示)

第12条 県は、受託者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況について、不適当と認めるときは、受託者に対して必要な指示を行うことができる。

(事故等報告)

第13条 受託者は、本業務に関する情報漏えい、改ざん、紛失、破壊等の情報セキュリティ事件又は事故（以下「事故等」という。）が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、その事故等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちに県に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事故等に係る報告書及び以後の対処方針を記した文書を提出し、県の指示に従わなければならない。

2 受託者は、本業務について事故等が発生した場合は、県が県民に対し適切に説明するため、受託者の名称を含む当該事故等の概要の公表を必要に応じて行うことを見守しなければならない。

(実施責任)

第14条 受託者は、情報セキュリティを確保するために必要な管理体制を整備しなければならない。

2 受託者は、情報セキュリティに関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めなければならない。

(納品物のセキュリティ)

第15条 受託者は納品物にセキュリティ上の問題が発見された場合は、遅滞なく県に連絡し、県からの指示によりユーザ及び関係者に情報を通知するとともに、問題を解決するための適切な処置を行わなければならない。

(体制報告書)

第16条 受託者は、本業務を実施するにあたり、自らが行うセキュリティ対策について明らかにした体制報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(実施報告書)

第17条 受託者は、本業務の完了を報告するにあたり、自らが行ったセキュリティ対策について明らかにした実施報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

別記3

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならぬ。

(責任体制の整備)

第2 受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第3 受託者は、この契約による事務の実施における個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、県に届け出なければならない。責任者及び事務従事者を変更する場合も、同様とする。

2 受託者は、責任者に、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。

3 受託者は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

4 受託者は、責任者及び事務従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

(教育の実施)

第4 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項において事務従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、事務従事者全員（派遣労働者を含む。）に対して実施しなければならない。

(収集の制限)

第5 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならぬ。

2 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。

(目的外利用・提供の制限)

第6 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第7 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 受託者は、県からこの契約による事務を処理するために利用する保有個人情報の引渡しを受けた場合は、県に受領書を提出しなければならない。
- 3 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ県に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 受託者は、県が承諾した場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を作業場所から持ち出してはならない。
- 5 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ県に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 受託者は、事務従事者に対し、身分証明書を常時携行させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて事務に従事させなければならない。
- 7 受託者は、この契約による事務を処理するために使用するパソコンや記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、県が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 8 受託者は、この契約による事務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
- 9 受託者は、この契約による事務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 10 受託者は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

（返還、廃棄又は消去）

第8 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、事務の完了時に、県の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 受託者は、パソコン等に記録されたこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を

消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を県に提出しなければならない。

5 受託者は、廃棄又は消去に際し、県から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（秘密の保持）

第9 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（複写又は複製の禁止）

第10 受託者は、この契約による事務を処理するために県から引き渡された保有個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第11 受託者は、この契約による事務については、再委託（第三者にその取扱いを委託することをいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。

2 受託者は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を県に提出して県の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、受託者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、県に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 受託者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

5 受託者は、この契約による事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、県の求めに応じて、その状況等を県に報告しなければならない。

6 再委託した事務をさらに委託すること（以下「再々委託」という。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。

7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、受託者はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を県に提出して県の承諾を得なければならない。

- (1) 再々委託を行う業務の内容
- (2) 再々委託で取り扱う個人情報
- (3) 再々委託の期間
- (4) 再々委託が必要な理由
- (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法

8 受託者は、県の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、県に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第12 受託者は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第9に準ずるものとする。

2 受託者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と派遣元との契約内容にかかわらず、県に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（立入調査）

第13 県は、受託者がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、受託者に報告を求めること及び受託者の作業場所を立入調査することができるものとし、受託者は、県から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

（事故発生時における対応）

第14 受託者は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により県に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

2 受託者は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 受託者は、県と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

（契約の解除）

第15 県は、受託者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解

除することができる。

2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、県にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 16 受託者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより県が損害を被った場合には、県にその損害を賠償しなければならない。